

児童買春

児童買春とは

児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）では，次のように定義されている。

第2条（定義）

- ① この法律において「児童」とは，18歳に満たない者をいう。
- ② この法律において「児童買春」とは，次の各号に掲げる者に対し，対償を供与し，又はその供与の約束をして，当該児童に対し，性交等（性交若しくは性交類似行為をし，又は自己の性的好奇心を満たす目的で，児童の性器等（性器，肛門又は乳首をいう。）を触り，若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。）をすることをいう。
 - 1 児童
 - 2 児童に対する性交等の周旋をした者
 - 3 児童の保護者（親権を行う者，後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう。）又は児童をその支配下に置いている者

児童買春・児童ポルノ禁止法の罰則規定は厳しく，以下のようになっている。

児童買春すること	5年以下の懲役または300万円以下の罰金
児童買春を周旋・勧誘すること	5年以下の懲役または500万円以下の罰金
児童買春の周旋・勧誘を業として行うこと	7年以下の懲役及び1000万円以下の罰金

児童の年齢を知らなかったとして処罰を免れることはできない。国外で犯した行為についても適用される。また，心身に有害な影響を受けた児童の保護についての行政機関の責任や，氏名など児童が当事者と察知できるような情報を放送・出版することの禁止なども定められている。児童買春・児童ポルノ禁止法には，児童に対する処罰はないが，「出会い系サイト規正法」では，買春を出会い系サイトで勧誘すると，大人でも児童でも処罰の対象になる。

国際問題としての児童買春

1970年代から，先進国の男性が開発途上国に行き，児童買春をすることが国際的な問題となった。

日本でも，東南アジアへの買春ツアーが国際的な批判を浴び，国会などで問題となった。

このような情勢の中，国連はユネスコやユニセフが中心となって，児童買春の廃絶を目指し，「子どもの権利条約」の選択議定書（条約本体からは独立した国際文書として作成される規定）である「児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を採択。日本は平成17年に批准した。この選択議定書には，「児童買春とは，報酬その他の対償のために，児童を性的な行為に使用すること（外務省訳）」とある。

淫行条例

以前は，淫行条例で児童買春行為が処罰されていた。淫行条例とは，各都道府県で定めている青少年保護育成条例や青少年健全育成条例の中にある，青少年との淫行を規制する条文の総称である。

児童買春・児童ポルノ禁止法が施行されてからは，同法律の条文にあてはまる買春行為については同法律のみが適用され，それ以外の金銭等の対価の供与がない淫行については淫行条例が適用される。

参考

神奈川県青少年保護育成条例

- 第19条 何人も，青少年に対し，みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
- 2 何人も，青少年に対し，前項の行為を教え，又は見せてはならない。
- 3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは，健全な常識を有する一般社会人からみて，結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい，同項に規定する「わいせつな行為」とは，いたずらに性欲を刺激し，又は興奮させ，かつ，健全な常識を有する一般社会人に対し，性的しゅう恥けん悪の情をおこさせる行為をいう。

援助交際

主に女子中高生が金銭目的で交際相手を出会い系サイト等で募集し，性行為の相手をするをさす。売買春する双方が罪の意識を薄めるために，この言葉が使われるようになったのが実情である。